



和歌山県報

発行 和歌山県
和歌山市小松原通一丁目1番地
毎週火、金曜日発行

目次 (*については県例規集掲載事項) (取扱課室名) ページ

○ 規則

- *62 和歌山県行政組織規則の一部を改正する規則 (行政改革課) 1
- *63 職員の退職手当に関する条例の特例に関する条例の適用期間を定める規則の一部を改正する規則 (人事課) 2
- *64 現業職員の給与に関する規則の一部を改正する規則 (") 3
- *65 知事の附属機関の組織及び運営に関する基準を定める規則の一部を改正する規則 (企画総務課) 7

○ 人事委員会規則

- *23 職員の初任給、昇格、昇給等の基準に関する規則の一部を改正する規則 7
- *24 教育職員の初任給、昇格、昇給等の基準に関する規則の一部を改正する規則 13
- *25 警察官の初任給、昇格、昇給等の基準に関する規則の一部を改正する規則 16
- *26 勤勉手当の支給基準に関する規則の一部を改正する規則 17
- *27 職員の育児休業等に関する規則の一部を改正する規則 17
- *28 一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する規則の一部を改正する規則 18

○ 教育委員会規則

- *11 市町村立学校職員の初任給、昇格、昇給等の基準に関する規則の一部を改正する規則 19
- *12 育児短時間勤務に伴う短時間勤務職員の給料の特例に関する規則の一部を改正する規則 23

規 則

和歌山県規則第62号

和歌山県行政組織規則の一部を改正する規則を次のように定める。

令和元年12月26日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

和歌山県行政組織規則の一部を改正する規則

和歌山県行政組織規則（昭和63年和歌山県規則第19号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前欄に掲げる規定を同表の改正後欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後			改正前		
(名称、担当事務及び所管課室) 第210条 法令及び条例により設置された附属機関の名称、担当事務及び所管課室は、次のとおりである。			(名称、担当事務及び所管課室) 第210条 法令及び条例により設置された附属機関の名称、担当事務及び所管課室は、次のとおりである。		
名称	担当事務	所管課室	名称	担当事務	所管課室
略			略		
略		略	略		略
和歌山県データを活用した公募	略		和歌山県データを活用した公募	略	

型研究事業者選定委員会			型研究事業者選定委員会		
和歌山県特定複合観光施設設置運営事業者選定委員会	特定複合観光施設区域整備法(平成30年法律第80号)第8条第1項に規定する民間事業者の選定についての審査に関する事務	企画総務課 I R推進室			
略			略		

附 則

この規則は、附属機関の設置等に関する条例の一部を改正する条例(令和元年和歌山県条例第41号)の施行の日から施行する。

和歌山県規則第63号

職員の退職手当に関する条例の特例に関する条例の適用期間を定める規則の一部を改正する規則を次のように定める。

令和元年12月26日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

職員の退職手当に関する条例の特例に関する条例の適用期間を定める規則の一部を改正する規則
職員の退職手当に関する条例の特例に関する条例の適用期間を定める規則(昭和42年和歌山県規則第22号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前欄に掲げる規定を同表の改正後欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>職員の退職手当に関する条例の特例に関する条例(昭和37年和歌山県条例第60号)第2条第1項の規則で定める期間は、次の各号に掲げるとおりとする。</p> <p>(1) 知事の事務部局の職員 <u>令和2年3月1日</u> から同月末日まで</p> <p>(2) 議会の事務局の職員 <u>令和2年3月1日</u> から同月末日まで</p> <p>(3) 選挙管理委員会の事務局の職員 <u>令和2年3月1日</u> から同月末日まで</p> <p>(4) 監査委員の事務局の職員 <u>令和2年3月1日</u> から同月末日まで</p> <p>(5) 教育委員会の事務局の職員 <u>令和2年3月1日</u> から同月末日まで</p> <p>(6) 労働委員会の事務局の職員 <u>令和2年3月1日</u> から同月末日まで</p> <p>(7) 人事委員会の事務局の職員 <u>令和2年3月1日</u> から同月末日まで</p> <p>(8) 海区漁業調整委員会の事務局の職員 <u>令和2年3月1日</u> から同月末日まで</p> <p>(9) 県立学校の教職員及び県費負担教職員 <u>令和2年3月1日</u> から同月末日まで</p> <p>(10) 地方警察職員 <u>令和2年3月1日</u> から同月末日まで</p>	<p>職員の退職手当に関する条例の特例に関する条例(昭和37年和歌山県条例第60号)第2条第1項の規則で定める期間は、次の各号に掲げるとおりとする。</p> <p>(1) 知事の事務部局の職員 <u>平成31年3月1日</u> から同月末日まで</p> <p>(2) 議会の事務局の職員 <u>平成31年3月1日</u> から同月末日まで</p> <p>(3) 選挙管理委員会の事務局の職員 <u>平成31年3月1日</u> から同月末日まで</p> <p>(4) 監査委員の事務局の職員 <u>平成31年3月1日</u> から同月末日まで</p> <p>(5) 教育委員会の事務局の職員 <u>平成31年3月1日</u> から同月末日まで</p> <p>(6) 労働委員会の事務局の職員 <u>平成31年3月1日</u> から同月末日まで</p> <p>(7) 人事委員会の事務局の職員 <u>平成31年3月1日</u> から同月末日まで</p> <p>(8) 海区漁業調整委員会の事務局の職員 <u>平成31年3月1日</u> から同月末日まで</p> <p>(9) 県立学校の教職員及び県費負担教職員 <u>平成31年3月1日</u> から同月末日まで</p> <p>(10) 地方警察職員 <u>平成31年3月1日</u> から同月末日まで</p>

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

和歌山県規則第64号

現業職員の給与に関する規則の一部を改正する規則を次のように定める。

令和元年12月26日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

現業職員の給与に関する規則の一部を改正する規則

現業職員の給与に関する規則（昭和50年和歌山県規則第17号）の一部を次のように改正する。

別表第1及び別表第1の2を次のように改める。

別表第1（第2条関係）

現 業 職 給 料 表

職 員 の 区 分	職 務 の 級 号給	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級
		給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
		円	円	円	円	円
	1	132,300	183,600	205,200	251,500	280,000
	2	133,200	185,100	206,400	252,700	281,900
	3	134,200	186,600	207,800	253,800	283,500
	4	135,100	188,000	209,100	254,900	285,200
	5	136,100	189,200	210,400	255,800	287,000
	6	137,100	190,700	211,800	257,000	288,600
	7	138,100	192,100	213,200	258,100	290,200
	8	139,100	193,400	214,600	259,300	291,800
	9	139,900	194,800	215,900	260,400	293,300
	10	140,900	195,800	217,500	261,200	295,100
	11	141,900	197,100	219,100	262,400	296,800
	12	143,000	198,200	220,500	263,600	298,600
	13	143,800	199,400	221,700	264,600	300,000
	14	144,800	200,500	223,200	265,600	301,700
	15	145,800	201,600	224,700	266,500	303,300
	16	146,800	202,700	226,000	267,400	304,800
	17	147,900	203,600	226,900	268,400	306,300
	18	149,200	204,700	227,600	269,500	307,900
	19	150,400	205,700	228,500	270,500	309,500
	20	151,600	206,700	229,500	271,300	311,200
	21	152,700	207,600	230,300	272,300	312,200
	22	153,900	208,700	231,800	273,200	313,600
	23	155,100	209,800	233,100	274,200	315,000
	24	156,300	210,800	234,200	275,000	316,500
	25	157,400	211,700	235,600	275,800	317,600
	26	158,900	212,600	236,900	276,900	319,100
	27	160,400	213,300	238,200	278,000	320,500
	28	161,900	214,200	239,500	279,100	321,900
	29	163,300	215,100	240,300	280,000	323,500

	30	164,700	216,300	241,500	281,100	324,700
	31	166,200	217,300	242,800	282,100	326,000
	32	167,700	218,200	243,900	283,100	327,200
	33	169,100	218,800	245,000	283,800	328,300
	34	170,900	220,000	246,200	284,700	329,200
	35	172,700	221,100	247,300	285,600	330,300
	36	174,500	222,300	248,500	286,700	331,400
	37	176,200	222,800	249,800	287,300	332,500
	38	177,900	223,900	250,800	288,200	333,600
	39	179,600	225,100	252,100	289,100	334,600
	40	181,300	226,100	253,400	290,000	335,600
	41	182,800	226,900	254,400	290,600	336,600
	42	184,200	228,100	255,600	291,600	337,600
	43	185,500	229,100	256,500	292,600	338,600
	44	186,900	230,200	257,800	293,500	339,600
	45	188,400	231,300	258,600	294,200	340,500
	46	189,700	232,200	259,600	295,100	341,500
	47	191,100	233,300	260,700	296,000	342,500
	48	192,500	234,300	261,600	296,900	343,500
	49	193,800	235,300	262,800	297,600	344,400
再	50	194,900	236,300	263,800	298,200	345,300
	51	196,000	237,300	264,900	298,900	346,200
	52	197,200	238,300	265,600	299,700	347,000
	53	198,300	239,400	266,500	300,300	347,800
任	54	199,400	240,400	267,600	301,100	348,600
	55	200,300	241,100	268,800	301,800	349,400
	56	201,400	241,800	270,000	302,500	350,100
	57	202,500	242,700	270,800	303,200	350,800
用	58	203,500	243,600	271,800	303,900	351,600
	59	204,500	244,500	272,900	304,700	352,400
	60	205,500	245,200	273,900	305,400	353,100
	61	206,600	246,000	274,900	306,000	353,800
職	62	207,500	246,900	276,000	306,700	354,500
	63	208,400	247,800	276,800	307,400	355,200
	64	209,300	248,700	277,900	308,100	355,900
	65	210,000	249,500	278,700	308,600	356,500
員	66	210,800	250,300	279,500	309,100	357,000
	67	211,500	251,100	280,300	309,700	357,500
	68	212,300	251,800	281,100	310,300	358,000
	69	212,700	252,500	281,700	310,900	358,400
以	70	213,300	253,100	282,500	311,300	358,900
	71	213,600	253,500	283,300	311,800	359,400
	72	214,000	253,900	284,000	312,300	359,900

外	73	214,200	254,100	284,800	312,600	360,300
	74	214,600	254,500	285,500	313,100	360,800
	75	215,100	255,000	286,300	313,600	361,300
	76	215,700	255,500	287,100	314,000	361,800
の	77	215,900	255,800	287,700	314,200	362,200
	78	216,600	256,200	288,200	314,500	362,700
	79	217,100	256,700	288,700	314,800	363,200
	80	217,600	257,200	289,100	315,100	363,700
職	81	218,300	257,500	289,500	315,400	364,100
	82	218,600	257,800	289,900	315,700	364,600
	83	219,200	258,100	290,400	316,000	365,100
	84	219,900	258,400	290,900	316,300	365,600
員	85	220,500	258,600	291,300	316,500	366,000
	86	220,900	258,800	291,900	316,900	366,500
	87	221,300	259,100	292,500	317,200	367,000
	88	222,000	259,400	293,100	317,400	367,500
	89	222,500	259,600	293,400	317,600	367,900
	90	223,000	259,800	293,900	317,900	368,400
	91	223,500	260,200	294,400	318,200	368,900
	92	223,900	260,400	294,800	318,500	369,400
	93	224,300	260,700	295,200	318,700	369,800
	94	224,700	261,100	295,700	319,000	
	95	225,100	261,400	296,200	319,300	
	96	225,400	261,700	296,700	319,500	
97	225,700	261,900	297,000	319,700		
98	226,200	262,200	297,400	320,000		
99	226,700	262,400	297,900	320,300		
100	227,200	262,700	298,400	320,500		
101	227,600	263,000	298,800	320,700		
102	228,100	263,200	299,200			
103	228,700	263,500	299,500			
104	229,300	263,800	299,800			
105	229,700	264,000	300,100			
106	230,200	264,200	300,500			
107	230,500	264,500	300,900			
108	230,900	264,700	301,300			
109	231,100	265,000	301,600			
110	231,500	265,300	302,000			
111	232,000	265,600	302,400			
112	232,400	265,800	302,700			
113	232,600	266,000	302,900			
114	233,100	266,300	303,200			
115	233,600	266,500	303,500			
116	234,100	266,700	303,700			

117	234,400	267,000	303,900		
118	234,800	267,300	304,200		
119	235,200	267,600	304,500		
120	235,600	267,900	304,700		
121	236,000	268,100	304,900		
122		268,300	305,200		
123		268,600	305,500		
124		268,900	305,700		
125		269,100	305,900		
126		269,300	306,200		
127		269,600	306,500		
128		269,900	306,700		
129		270,100	306,900		
130		270,300	307,200		
131		270,600	307,500		
132		270,900	307,700		
133		271,100	307,900		
134		271,300			
135		271,600			
136		271,900			
137		272,100			
再任用職員	193,600	204,700	223,200	244,000	274,700

別表第1の2 (第2条関係)

育児短時間勤務に伴う短時間勤務職員現業職給料表

職務の級	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級
給料月額	円 152,700	円 204,700	円 223,200	円 244,000	円 274,700

附 則

(施行期日等)

- この規則は、公布の日から施行し、改正後の現業職員の給与に関する規則（次項において「改正後の規則」という。）の規定は、平成31年4月1日から適用する。

(給与の内払)

- 改正後の規則の規定を適用する場合においては、改正前の現業職員の給与に関する規則の規定に基づ

いて支給された給与は、改正後の規則の規定による給与の内払とみなす。

和歌山県規則第65号

知事の附属機関の組織及び運営に関する基準を定める規則の一部を改正する規則を次のように定める。

令和元年12月26日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

知事の附属機関の組織及び運営に関する基準を定める規則の一部を改正する規則

知事の附属機関の組織及び運営に関する基準を定める規則（平成25年和歌山県規則第47号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前欄に掲げる規定を同表の改正後欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後					改正前				
別表第1（第1条、第3条、第9条関係）					別表第1（第1条、第3条、第9条関係）				
附属機関の名称	定数	委員の要件	任期	所管部局	附属機関の名称	定数	委員の要件	任期	所管部局
略					略				
和歌山県データを利活用した公募型研究事業者選定委員会	略	略	略	略	和歌山県データを利活用した公募型研究事業者選定委員会	略	略	略	略
和歌山県特定複合観光施設設置運営事業者選定委員会	10人以内	学識経験を有する者	1年以内	企画部					
略					略				

附 則

(施行期日)

1 この規則は、特定複合観光施設区域整備法（平成30年法律第80号）附則第1条第4号に掲げる規定の施行の日から施行する。ただし、次項の規定は、公布の日から施行する。

(準備行為)

2 和歌山県特定複合観光施設設置運営事業者選定委員会の委員の任命その他当該委員会の組織及び運営に関し必要な行為は、この規則の施行前においても行うことができる。

人事委員会規則

和歌山県人事委員会規則第23号

職員の初任給、昇格、昇給等の基準に関する規則の一部を改正する規則を次のように定める。

令和元年12月26日

和歌山県人事委員会委員長 平 田 健 正

職員の初任給、昇格、昇給等の基準に関する規則の一部を改正する規則

職員の初任給、昇格、昇給等の基準に関する規則（平成5年和歌山県人事委員会規則第1号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前欄に掲げる規定を同表の改正後欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後					改正前				
別表第7 昇格時号給対応表 (第23条関係) ア 略 イ 研究職給料表昇格時号給対応表					別表第7 昇格時号給対応表 (第23条関係) ア 略 イ 研究職給料表昇格時号給対応表				
昇格した日の前日に受けていた号給	昇格後の号給				昇格した日の前日に受けていた号給	昇格後の号給			
	2級	3級	4級	5級		2級	3級	4級	5級
略					略				
67	略	<u>25</u>	略	略	67	略	<u>26</u>	略	略
68	略	略	略	略	68	略	略	略	略
69	略	<u>26</u>	略	略	69	略	<u>27</u>	略	略
70	略	<u>26</u>	略	略	70	略	<u>27</u>	略	略
71	略	<u>27</u>	略	略	71	略	<u>28</u>	略	略
72	略	<u>27</u>	略	略	72	略	<u>28</u>	略	略
73	略	<u>27</u>	略	略	73	略	<u>29</u>	略	略
74	略	<u>28</u>	略	略	74	略	<u>29</u>	略	略
75	略	<u>28</u>	略	略	75	略	<u>30</u>	略	略
76	略	<u>28</u>	略	略	76	略	<u>30</u>	略	略
77	略	<u>29</u>	略	略	77	略	<u>31</u>	略	略
78	<u>37</u>	<u>30</u>	略	略	78	<u>38</u>	<u>31</u>	略	略
79	<u>38</u>	<u>31</u>	略	略	79	<u>39</u>	<u>32</u>	略	略
80	<u>38</u>	略	略	略	80	<u>40</u>	略	略	略
81	<u>39</u>	略	略	略	81	<u>41</u>	略	略	略
82	<u>39</u>	略	略	略	82	<u>41</u>	略	略	略
83	<u>40</u>	略	略	略	83	<u>42</u>	略	略	略
84	<u>40</u>	略	略	略	84	<u>42</u>	略	略	略
85	<u>41</u>	略	略	略	85	<u>43</u>	略	略	略
86	<u>42</u>	略	略	略	86	<u>43</u>	略	略	略
87	<u>43</u>	略	略	略	87	<u>44</u>	略	略	略
略					略				
90	<u>45</u>	略	略	略	90	<u>46</u>	略	略	略
91	<u>46</u>	略	略	略	91	<u>47</u>	略	略	略
92	<u>46</u>	略	略	略	92	<u>48</u>	略	略	略
93	<u>47</u>	略	略	略	93	<u>49</u>	略	略	略
94	<u>47</u>	略	略	略	94	<u>50</u>	略	略	略
95	<u>48</u>	略	略	略	95	<u>51</u>	略	略	略

96	<u>48</u>	略	略	略
97	<u>49</u>	略	略	略
98	<u>50</u>	略	略	略
99	<u>51</u>	略	略	略
100	<u>52</u>	略	略	略
101	<u>53</u>	略	略	略
102	<u>54</u>	略	略	略
103	<u>55</u>	略	略	略
略				
107	<u>57</u>	略	略	略
108	略	略	略	略
109	<u>58</u>	略	略	略
110	<u>58</u>	略	略	略
111	<u>59</u>	略	略	略
112	<u>59</u>	略	略	略
113	<u>59</u>	略	略	略
114	<u>60</u>	略	略	略
115	<u>60</u>	略	略	略
116	<u>60</u>	略	略	略
117	<u>61</u>	略	略	略
118	<u>61</u>	略	略	略
119	<u>62</u>	略	略	略
120	<u>62</u>	略	略	略
略				

ウ 医療職給料表(1)昇格時号給対応表

昇格した日の前日に受けていた号給	昇格後の号給		
	2級	3級	4級
略			
46	<u>25</u>	略	略
47	<u>26</u>	略	略
48	<u>26</u>	略	略
49	<u>27</u>	略	略
50	<u>27</u>	略	略
51	略	略	略

96	<u>52</u>	略	略	略
97	<u>53</u>	略	略	略
98	<u>53</u>	略	略	略
99	<u>54</u>	略	略	略
100	<u>54</u>	略	略	略
101	<u>55</u>	略	略	略
102	<u>55</u>	略	略	略
103	<u>56</u>	略	略	略
略				
107	<u>58</u>	略	略	略
108	略	略	略	略
109	<u>59</u>	略	略	略
110	<u>59</u>	略	略	略
111	<u>60</u>	略	略	略
112	<u>60</u>	略	略	略
113	<u>61</u>	略	略	略
114	<u>61</u>	略	略	略
115	<u>61</u>	略	略	略
116	<u>62</u>	略	略	略
117	<u>62</u>	略	略	略
118	<u>62</u>	略	略	略
119	<u>63</u>	略	略	略
120	<u>63</u>	略	略	略
略				

ウ 医療職給料表(1)昇格時号給対応表

昇格した日の前日に受けていた号給	昇格後の号給		
	2級	3級	4級
略			
46	<u>26</u>	略	略
47	<u>27</u>	略	略
48	<u>28</u>	略	略
49	<u>28</u>	略	略
50	<u>28</u>	略	略
51	略	略	略

52	<u>28</u>	略	略
略			
56	<u>29</u>	略	略
略			
60	<u>30</u>	略	略
略			
64	<u>31</u>	略	略
略			

エ 医療職給料表(2)昇格時号給対応表

昇格した日の前日に受けていた号給	昇格後の号給					
	2級	3級	4級	5級	6級	7級
略						
71	<u>41</u>	略	略	略	略	略
72	略	略	略	略	略	略
73	<u>42</u>	略	略	略	略	略
74	<u>42</u>	略	略	略	略	略
75	<u>43</u>	略	略	略	略	略
76	<u>43</u>	略	略	略	略	略
77	<u>43</u>	略	略	略	略	略
78	<u>44</u>	略	略	略	略	略
79	<u>44</u>	略	略	略	略	略
80	<u>44</u>	略	略	略	略	略
81	<u>45</u>	略	略	略	略	略
82	<u>45</u>	略	略	略	略	略
83	<u>46</u>	略	略	略	略	略
84	<u>46</u>	略	略	略	略	略
略						

オ 略
備考 略

別表第8 降格時号給対応表 (第24条の2 関係)

ア 略
イ 研究職給料表降格時号給対応表

降格した日の前日に受けていた号給	降格後の号給			
	1級	2級	3級	4級
略				

52	<u>29</u>	略	略
略			
56	<u>30</u>	略	略
略			
60	<u>31</u>	略	略
略			
64	<u>32</u>	略	略
略			

エ 医療職給料表(2)昇格時号給対応表

昇格した日の前日に受けていた号給	昇格後の号給					
	2級	3級	4級	5級	6級	7級
略						
71	<u>42</u>	略	略	略	略	略
72	略	略	略	略	略	略
73	<u>43</u>	略	略	略	略	略
74	<u>43</u>	略	略	略	略	略
75	<u>44</u>	略	略	略	略	略
76	<u>44</u>	略	略	略	略	略
77	<u>45</u>	略	略	略	略	略
78	<u>45</u>	略	略	略	略	略
79	<u>45</u>	略	略	略	略	略
80	<u>46</u>	略	略	略	略	略
81	<u>46</u>	略	略	略	略	略
82	<u>46</u>	略	略	略	略	略
83	<u>47</u>	略	略	略	略	略
84	<u>47</u>	略	略	略	略	略
略						

オ 略
備考 略

別表第8 降格時号給対応表 (第24条の2 関係)

ア 略
イ 研究職給料表降格時号給対応表

降格した日の前日に受けていた号給	降格後の号給			
	1級	2級	3級	4級
略				

25	略	<u>67</u>	略	略
26	略	<u>70</u>	略	略
27	略	<u>73</u>	略	略
28	略	<u>76</u>	略	略
29	略	<u>77</u>	略	略
30	略	<u>78</u>	略	略
31	略	<u>79</u>	略	略
略				
37		<u>78</u>	略	略
38		<u>80</u>	略	略
39		<u>82</u>	略	略
40		<u>84</u>	略	略
41		<u>85</u>	略	略
42		<u>86</u>	略	略
43		<u>87</u>	略	略
44		略	略	略
45		<u>90</u>	略	略
46		<u>92</u>	略	略
47		<u>94</u>	略	略
48		<u>96</u>	略	略
49		<u>97</u>	略	略
50		<u>98</u>	略	略
51		<u>99</u>	略	略
52		<u>100</u>	略	略
53		<u>101</u>	略	略
54		<u>102</u>	略	略
55		<u>103</u>	略	略
56		略	略	略
57		<u>107</u>	略	略
58		<u>110</u>	略	略
59		<u>113</u>	略	略
60		<u>116</u>	略	略
61		<u>118</u>	略	略
62		<u>120</u>	略	略

25	略	<u>66</u>	略	略
26	略	<u>68</u>	略	略
27	略	<u>70</u>	略	略
28	略	<u>72</u>	略	略
29	略	<u>74</u>	略	略
30	略	<u>76</u>	略	略
31	略	<u>78</u>	略	略
略				
37		<u>77</u>	略	略
38		<u>78</u>	略	略
39		<u>79</u>	略	略
40		<u>80</u>	略	略
41		<u>82</u>	略	略
42		<u>84</u>	略	略
43		<u>86</u>	略	略
44		略	略	略
45		<u>89</u>	略	略
46		<u>90</u>	略	略
47		<u>91</u>	略	略
48		<u>92</u>	略	略
49		<u>93</u>	略	略
50		<u>94</u>	略	略
51		<u>95</u>	略	略
52		<u>96</u>	略	略
53		<u>98</u>	略	略
54		<u>100</u>	略	略
55		<u>102</u>	略	略
56		略	略	略
57		<u>106</u>	略	略
58		<u>108</u>	略	略
59		<u>110</u>	略	略
60		<u>112</u>	略	略
61		<u>115</u>	略	略
62		<u>118</u>	略	略

略

ウ 医療職給料表(1)降格時号給対応表

降格した日の前日に受けていた号給	降格後の号給		
	1 級	2 級	3 級
略			
25	<u>46</u>	略	略
26	<u>48</u>	略	略
27	<u>50</u>	略	略
28	<u>52</u>	略	略
29	<u>56</u>	略	略
30	<u>60</u>	略	略
31	<u>64</u>	略	略
略			

エ 医療職給料表(2)降格時号給対応表

降格した日の前日に受けていた号給	降格後の号給					
	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級	6 級
略						
41	<u>71</u>	略	略	略	略	略
42	<u>74</u>	略	略	略	略	略
43	<u>77</u>	略	略	略	略	略
44	<u>80</u>	略	略	略	略	略
45	<u>82</u>	略	略	略	略	略
46	<u>84</u>	略	略	略	略	略
略						

オ 略
備考 略

略

ウ 医療職給料表(1)降格時号給対応表

降格した日の前日に受けていた号給	降格後の号給		
	1 級	2 級	3 級
略			
25	<u>45</u>	略	略
26	<u>46</u>	略	略
27	<u>47</u>	略	略
28	<u>51</u>	略	略
29	<u>55</u>	略	略
30	<u>59</u>	略	略
31	<u>63</u>	略	略
略			

エ 医療職給料表(2)降格時号給対応表

降格した日の前日に受けていた号給	降格後の号給					
	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級	6 級
略						
41	<u>70</u>	略	略	略	略	略
42	<u>72</u>	略	略	略	略	略
43	<u>74</u>	略	略	略	略	略
44	<u>76</u>	略	略	略	略	略
45	<u>79</u>	略	略	略	略	略
46	<u>82</u>	略	略	略	略	略
略						

オ 略
備考 略

附 則

(施行期日等)

- この規則は、公布の日から施行し、改正後の職員の初任給、昇格、昇給等の基準に関する規則（次項において「改正後の規則」という。）の規定は、平成31年4月1日から適用する。

(経過措置)

- 平成31年4月1日からこの規則の施行の日の前日までの間において、新たに給料表の適用を受けることとなった職員及び昇給、降号又は復職時等における号給の調整以外の事由によりその受ける号給に異動のあった職員のうち、改正後の規則の規定による号給が改正前の職員の初任給、昇格、昇給等の基準に関する規則の規定による号給に達しない職員の、当該適用又は異動の日における号給については、改正後の規則の規定にかかわらず、改正前の職員の初任給、昇格、昇給等の基準に関する規則の規定による

号給とするものとする。

- 3 この規則の施行の日から令和2年3月31日までの間において、新たに給料表の適用を受けることとなった職員及び降格、昇給、降号又は復職時等における号給の調整以外の事由によりその受ける号給に異動のあった職員（個別に人事委員会の承認を得て号給を決定することとされている職員を除く。）のうち、前項の規定の適用を受ける職員との均衡上必要があると認められる職員の、当該適用又は異動の日における号給については、なお従前の例によることができる。

和歌山県人事委員会規則第24号

教育職員の初任給、昇格、昇給等の基準に関する規則の一部を改正する規則を次のように定める。

令和元年12月26日

和歌山県人事委員会委員長 平 田 健 正

教育職員の初任給、昇格、昇給等の基準に関する規則の一部を改正する規則

教育職員の初任給、昇格、昇給等の基準に関する規則（平成5年和歌山県人事委員会規則第2号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前欄に掲げる規定を同表の改正後欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改 正 後				改 正 前			
別表第7 昇格時号給対応表（第23条関係） ア 高等学校等教育職員給料表昇格時号給対応表				別表第7 昇格時号給対応表（第23条関係） ア 高等学校等教育職員給料表昇格時号給対応表			
昇格した日の前日に受けていた号給	昇格後の号給			昇格した日の前日に受けていた号給	昇格後の号給		
	2 級	3 級	4 級		2 級	3 級	4 級
略				略			
74	<u>41</u>	略	略	74	<u>42</u>	略	略
75	<u>42</u>	略	略	75	<u>43</u>	略	略
76	<u>42</u>	略	略	76	<u>44</u>	略	略
77	<u>43</u>	略	略	77	<u>45</u>	略	略
78	<u>43</u>	略	略	78	<u>45</u>	略	略
79	<u>44</u>	略	略	79	<u>46</u>	略	略
80	<u>44</u>	略	略	80	<u>46</u>	略	略
81	<u>45</u>	略	略	81	<u>47</u>	略	略
82	<u>46</u>	略	略	82	<u>47</u>	略	略
83	<u>47</u>	略	略	83	<u>48</u>	略	略
略				略			
イ 中学校教育職員給料表昇格時号給対応表				イ 中学校教育職員給料表昇格時号給対応表			
昇格した日の前日に受けていた号給	昇格後の号給			昇格した日の前日に受けていた号給	昇格後の号給		
	2 級	3 級	4 級		2 級	3 級	4 級
略				略			
59	<u>45</u>	略	略	59	<u>46</u>	略	略

60	略	略	略
61	<u>46</u>	略	略
62	<u>46</u>	略	略
63	<u>47</u>	略	略
64	<u>47</u>	略	略
65	<u>47</u>	略	略
66	<u>48</u>	略	略
67	<u>48</u>	略	略
68	<u>48</u>	略	略
69	<u>49</u>	略	略
70	<u>50</u>	略	略
71	<u>51</u>	略	略
略			
91	<u>61</u>	略	略
92	略	略	略
93	<u>62</u>	略	略
94	<u>62</u>	略	略
95	<u>63</u>	略	略
96	<u>63</u>	略	略
97	<u>63</u>	略	略
98	<u>64</u>	略	略
99	<u>64</u>	略	略
100	<u>64</u>	略	略
略			
104	<u>65</u>	略	略
105	<u>65</u>	略	略
106	<u>65</u>	略	略
107	<u>65</u>	略	略
略			
111	<u>66</u>	略	略
112	<u>66</u>	略	略
113	<u>66</u>	略	略
114	<u>66</u>	略	略
略			

60	略	略	略
61	<u>47</u>	略	略
62	<u>47</u>	略	略
63	<u>48</u>	略	略
64	<u>48</u>	略	略
65	<u>49</u>	略	略
66	<u>49</u>	略	略
67	<u>50</u>	略	略
68	<u>50</u>	略	略
69	<u>51</u>	略	略
70	<u>51</u>	略	略
71	<u>52</u>	略	略
略			
91	<u>62</u>	略	略
92	略	略	略
93	<u>63</u>	略	略
94	<u>63</u>	略	略
95	<u>64</u>	略	略
96	<u>64</u>	略	略
97	<u>65</u>	略	略
98	<u>65</u>	略	略
99	<u>65</u>	略	略
100	<u>65</u>	略	略
略			
104	<u>66</u>	略	略
105	<u>66</u>	略	略
106	<u>66</u>	略	略
107	<u>66</u>	略	略
略			
111	<u>67</u>	略	略
112	<u>67</u>	略	略
113	<u>67</u>	略	略
114	<u>67</u>	略	略
略			

118	<u>67</u>	略	略
119	<u>67</u>	略	略
120	<u>67</u>	略	略
121	<u>67</u>	略	略
略			
125	<u>68</u>	略	略
略			

備考 略

別表第 8 降格時号給対応表 (第25条関係)
ア 高等学校等教育職員給料表降格時号給対応表

降格した日の前日に受けていた号給	降格後の号給		
	1 級	2 級	3 級
略			
41	<u>74</u>	略	略
42	<u>76</u>	略	略
43	<u>78</u>	略	略
44	<u>80</u>	略	略
45	<u>81</u>	略	略
46	<u>82</u>	略	略
47	<u>83</u>	略	略
略			

イ 中学校教育職員給料表降格時号給対応表

降格した日の前日に受けていた号給	降格後の号給		
	1 級	2 級	3 級
略			
45	<u>59</u>	略	略
46	<u>62</u>	略	略
47	<u>65</u>	略	略
48	<u>68</u>	略	略
49	<u>69</u>	略	略
50	<u>70</u>	略	略
51	<u>71</u>	略	略
略			
61	<u>91</u>	略	略

118	<u>68</u>	略	略
119	<u>68</u>	略	略
120	<u>68</u>	略	略
121	<u>68</u>	略	略
略			
125	<u>69</u>	略	略
略			

備考 略

別表第 8 降格時号給対応表 (第25条関係)
ア 高等学校等教育職員給料表降格時号給対応表

降格した日の前日に受けていた号給	降格後の号給		
	1 級	2 級	3 級
略			
41	<u>73</u>	略	略
42	<u>74</u>	略	略
43	<u>75</u>	略	略
44	<u>76</u>	略	略
45	<u>78</u>	略	略
46	<u>80</u>	略	略
47	<u>82</u>	略	略
略			

イ 中学校教育職員給料表降格時号給対応表

降格した日の前日に受けていた号給	降格後の号給		
	1 級	2 級	3 級
略			
45	<u>58</u>	略	略
46	<u>60</u>	略	略
47	<u>62</u>	略	略
48	<u>64</u>	略	略
49	<u>66</u>	略	略
50	<u>68</u>	略	略
51	<u>70</u>	略	略
略			
61	<u>90</u>	略	略

62	<u>94</u>	略	略
63	<u>97</u>	略	略
64	<u>100</u>	略	略
65	<u>107</u>	略	略
66	<u>114</u>	略	略
67	<u>121</u>	略	略
68	<u>125</u>	略	略
略			

備考 略

62	<u>92</u>	略	略
63	<u>94</u>	略	略
64	<u>96</u>	略	略
65	<u>103</u>	略	略
66	<u>110</u>	略	略
67	<u>117</u>	略	略
68	<u>124</u>	略	略
略			

備考 略

附 則

(施行期日等)

- この規則は、公布の日から施行し、改正後の教育職員の初任給、昇格、昇給等の基準に関する規則(次項において「改正後の規則」という。)の規定は、平成31年4月1日から適用する。

(経過措置)

- 平成31年4月1日からこの規則の施行の日の前日までの間において、新たに給料表の適用を受けることとなった職員及び昇給、降号又は復職時等における号給の調整以外の事由によりその受ける号給に異動のあった職員のうち、改正後の規則の規定による号給が改正前の教育職員の初任給、昇格、昇給等の基準に関する規則の規定による号給に達しない職員の、当該適用又は異動の日における号給については、改正後の規則の規定にかかわらず、改正前の教育職員の初任給、昇格、昇給等の基準に関する規則の規定による号給とするものとする。
- この規則の施行の日から令和2年3月31日までの間において、新たに給料表の適用を受けることとなった職員及び降格、昇給、降号又は復職時等における号給の調整以外の事由によりその受ける号給に異動のあった職員(個別に人事委員会の承認を得て号給を決定することとされている職員を除く。)のうち、前項の規定の適用を受ける職員との均衡上必要があると認められる職員の、当該適用又は異動の日における号給については、なお従前の例によることができる。

和歌山県人事委員会規則第25号

警察官の初任給、昇格、昇給等の基準に関する規則の一部を改正する規則を次のように定める。

令和元年12月26日

和歌山県人事委員会委員長 平 田 健 正

警察官の初任給、昇格、昇給等の基準に関する規則の一部を改正する規則

警察官の初任給、昇格、昇給等の基準に関する規則(平成5年和歌山県人事委員会規則第3号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前欄に掲げる規定を同表の改正後欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改 正 後									改 正 前								
別表第8 降格時号給対応表(第22条の2関係)									別表第8 降格時号給対応表(第22条の2関係)								
降格した 日の前日 に受けて いた号給	降格後の号給								降格した 日の前日 に受けて いた号給	降格後の号給							
	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級	6 級	7 級	8 級		1 級	2 級	3 級	4 級	5 級	6 級	7 級	8 級

略								
7	<u>14</u>	略	略	略	略	略	略	略
略								
47	略	<u>59</u>	略	略	略	略	略	略
48	略	<u>60</u>	略	略	略	略	略	略
略								
51	略	<u>63</u>	略	略	略	略	略	略
略								
備考 略								

略								
7	<u>13</u>	略	略	略	略	略	略	略
略								
47	略	<u>58</u>	略	略	略	略	略	略
48	略	<u>59</u>	略	略	略	略	略	略
略								
51	略	<u>62</u>	略	略	略	略	略	略
略								
備考 略								

附 則

この規則は、公布の日から施行し、改正後の警察官の初任給、昇格、昇給等の基準に関する規則の規定は、平成31年4月1日から適用する。

和歌山県人事委員会規則第26号

勤勉手当の支給基準に関する規則の一部を改正する規則を次のように定める。

令和元年12月26日

和歌山県人事委員会委員長 平 田 健 正

勤勉手当の支給基準に関する規則の一部を改正する規則

勤勉手当の支給基準に関する規則（平成18年和歌山県人事委員会規則第18号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前欄に掲げる規定を同表の改正後欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前
<p>(成績率)</p> <p>第5条 成績率は、職員等の職務について監督する地位にある者による勤務成績の証明に基づき、当該職員等が次の各号に掲げる職員等の区分に応じて、当該各号に掲げる割合の範囲内で、基準日以前6か月以内の期間における職員等の勤務成績に応じて、任命権者が定めるものとする。</p> <p>(1) 地方公務員法第28条の4第1項又は第28条の5第1項の規定により採用された職員等（次号において「再任用職員」という。）以外の職員等 100分の195（職員条例第23条第2項に規定する特定幹部職員及び警察職員条例第21条第2項に規定する特定幹部警察官（次号において「特定幹部職員等」という。）にあっては、<u>100分の235</u>）</p> <p>(2) 略</p>	<p>(成績率)</p> <p>第5条 成績率は、職員等の職務について監督する地位にある者による勤務成績の証明に基づき、当該職員等が次の各号に掲げる職員等の区分に応じて、当該各号に掲げる割合の範囲内で、基準日以前6か月以内の期間における職員等の勤務成績に応じて、任命権者が定めるものとする。</p> <p>(1) 地方公務員法第28条の4第1項又は第28条の5第1項の規定により採用された職員等（次号において「再任用職員」という。）以外の職員等 100分の185（職員条例第23条第2項に規定する特定幹部職員及び警察職員条例第21条第2項に規定する特定幹部警察官（次号において「特定幹部職員等」という。）にあっては、<u>100分の225</u>）</p> <p>(2) 略</p>

附 則

この規則は、公布の日から施行し、改正後の勤勉手当の支給基準に関する規則の規定は、令和元年12月1日から適用する。

和歌山県人事委員会規則第27号

職員の育児休業等に関する規則の一部を改正する規則を次のように定める。

令和元年12月26日

和歌山県人事委員会委員長 平 田 健 正

職員の育児休業等に関する規則の一部を改正する規則

職員の育児休業等に関する規則（平成4年和歌山県人事委員会規則第3号）の一部を次のように改正する。
次の表の改正前欄に掲げる規定を同表の改正後欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前
<p>（育児短時間勤務に伴う短時間勤務職員の給料月額の特例）</p> <p>第16条 条例別表第1備考2に規定する人事委員会規則で定めるものは、職員の初任給、昇格、昇給等の基準に関する規則（平成5年和歌山県人事委員会規則第1号。以下「職員の初任給規則」という。）第2条第10号に規定するⅠ種又は同条第11号に規定するⅡ種の試験の結果に基づき採用された職員とし、Ⅰ種の試験の結果に基づき採用された職員の給料月額は188,700円、Ⅱ種の試験の結果に基づき採用された職員の給料月額は168,900円とする。</p> <p>2・3 略</p> <p>4 条例別表第4ア備考2の人事委員会規則で定めるものは、高等学校又は特別支援学校の教諭又は養護教諭の職にある者のうち短大卒の学歴免許等の資格を有するもの及び高等学校又は特別支援学校の助教諭、養護助教諭、講師、実習助手又は寄宿舎指導員の職にある者のうち大学卒又は短大卒の学歴免許等の資格を有するものとし、大学卒の学歴免許等の資格を有する者の給料月額は206,800円、短大卒の学歴免許等の資格を有する者の給料月額は<u>185,700円</u>とする</p> <p>5 条例別表第4イ備考2の人事委員会規則で定めるものは、中学校の助教諭、養護助教諭又は講師の職にある者のうち、大学卒又は短大卒の学歴免許等の資格を有するものとし、大学卒の学歴免許等の資格を有する者の給料月額は206,800円、短大卒の学歴免許等の資格を有する者の給料月額は185,700円とし、同表イ備考3の人事委員会規則で定めるものは、教諭又は養護教諭の職にある者のうち、大学卒の学歴免許等の資格を有するものとする。</p> <p>6 略</p>	<p>（育児短時間勤務に伴う短時間勤務職員の給料月額の特例）</p> <p>第16条 条例別表第1備考2に規定する人事委員会規則で定めるものは、職員の初任給、昇格、昇給等の基準に関する規則（平成5年和歌山県人事委員会規則第1号。以下「職員の初任給規則」という。）第2条第10号に規定するⅠ種又は同条第11号に規定するⅡ種の試験の結果に基づき採用された職員とし、Ⅰ種の試験の結果に基づき採用された職員の給料月額は187,200円、Ⅱ種の試験の結果に基づき採用された職員の給料月額は167,200円とする。</p> <p>2・3 略</p> <p>4 条例別表第4ア備考2の人事委員会規則で定めるものは、高等学校又は特別支援学校の教諭又は養護教諭の職にある者のうち短大卒の学歴免許等の資格を有するもの及び高等学校又は特別支援学校の助教諭、養護助教諭、講師、実習助手又は寄宿舎指導員の職にある者のうち大学卒又は短大卒の学歴免許等の資格を有するものとし、大学卒の学歴免許等の資格を有する者の給料月額は205,100円、短大卒の学歴免許等の資格を有する者の給料月額は<u>183,900円</u>とする</p> <p>5 条例別表第4イ備考2の人事委員会規則で定めるものは、中学校の助教諭、養護助教諭又は講師の職にある者のうち、大学卒又は短大卒の学歴免許等の資格を有するものとし、大学卒の学歴免許等の資格を有する者の給料月額は205,100円、短大卒の学歴免許等の資格を有する者の給料月額は183,900円とし、同表イ備考3の人事委員会規則で定めるものは、教諭又は養護教諭の職にある者のうち、大学卒の学歴免許等の資格を有するものとする。</p> <p>6 略</p>

附 則

この規則は、公布の日から施行し、平成31年4月1日から適用する。

和歌山県人事委員会規則第28号

一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する規則の一部を改正する規則を次のように定める。

令和元年12月26日

和歌山県人事委員会委員長 平 田 健 正

一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する規則の一部を改正する規則

一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する規則（平成14年和歌山県人事委員会規則第35号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前欄に掲げる規定を同表の改正後欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前
<p>（特定業務等従事任期付職員の給料月額の決定の特例）</p>	<p>（特定業務等従事任期付職員の給料月額の決定の特例）</p>

第12条 条例別表第1備考2に規定する人事委員会規則で定めるものは、職員の初任給規則第2条第10号に規定するⅠ種又は同条第11号に規定するⅡ種の試験の結果に基づき採用された職員とし、Ⅰ種の試験の結果に基づき採用された職員の給料月額が188,700円、Ⅱ種の試験の結果に基づき採用された職員の給料月額は168,900円とする。
2・3 略

第12条 条例別表第1備考2に規定する人事委員会規則で定めるものは、職員の初任給規則第2条第10号に規定するⅠ種又は同条第11号に規定するⅡ種の試験の結果に基づき採用された職員とし、Ⅰ種の試験の結果に基づき採用された職員の給料月額が187,200円、Ⅱ種の試験の結果に基づき採用された職員の給料月額は167,200円とする。
2・3 略

附 則

この規則は、公布の日から施行し、平成31年4月1日から適用する。

教育委員会規則

和歌山県教育委員会規則第11号

市町村立学校職員の初任給、昇格、昇給等の基準に関する規則の一部を改正する規則を次のように定める。

令和元年12月26日

和歌山県教育委員会教育長 宮 崎 泉

市町村立学校職員の初任給、昇格、昇給等の基準に関する規則の一部を改正する規則

市町村立学校職員の初任給、昇格、昇給等の基準に関する規則（平成5年和歌山県教育委員会規則第3号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前欄に掲げる規定を同表の改正後欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改 正 後				改 正 前			
別表第7 昇格時号給対応表（第23条関係） ア 小学校、中学校等教育職員給料表昇格時号給対応表				別表第7 昇格時号給対応表（第23条関係） ア 小学校、中学校等教育職員給料表昇格時号給対応表			
昇格した日の前日に受けていた号給	昇格後の号給			昇格した日の前日に受けていた号給	昇格後の号給		
	2 級	3 級	4 級		2 級	3 級	4 級
略				略			
59	<u>45</u>	略	略	59	<u>46</u>	略	略
60	略	略	略	60	略	略	略
61	<u>46</u>	略	略	61	<u>47</u>	略	略
62	<u>46</u>	略	略	62	<u>47</u>	略	略
63	<u>47</u>	略	略	63	<u>48</u>	略	略
64	<u>47</u>	略	略	64	<u>48</u>	略	略
65	<u>47</u>	略	略	65	<u>49</u>	略	略
66	<u>48</u>	略	略	66	<u>49</u>	略	略
67	<u>48</u>	略	略	67	<u>50</u>	略	略
68	<u>48</u>	略	略	68	<u>50</u>	略	略
69	<u>49</u>	略	略	69	<u>51</u>	略	略
70	<u>50</u>	略	略	70	<u>51</u>	略	略

71	<u>51</u>	略	略
略			
91	<u>61</u>	略	略
92	略	略	略
93	<u>62</u>	略	略
94	<u>62</u>	略	略
95	<u>63</u>	略	略
96	<u>63</u>	略	略
97	<u>63</u>	略	略
98	<u>64</u>	略	略
99	<u>64</u>	略	略
100	<u>64</u>	略	略
略			
104	<u>65</u>	略	略
105	<u>65</u>	略	略
106	<u>65</u>	略	略
107	<u>65</u>	略	略
略			
111	<u>66</u>	略	略
112	<u>66</u>	略	略
113	<u>66</u>	略	略
114	<u>66</u>	略	略
略			
118	<u>67</u>	略	略
119	<u>67</u>	略	略
120	<u>67</u>	略	略
121	<u>67</u>	略	略
略			
125	<u>68</u>	略	略
略			

イ 高等学校等教育職員給料表昇格時号給対応表

昇格した日の前日に受けていた号給	昇格後の号給		
	2 級	3 級	4 級
略			

71	<u>52</u>	略	略
略			
91	<u>62</u>	略	略
92	略	略	略
93	<u>63</u>	略	略
94	<u>63</u>	略	略
95	<u>64</u>	略	略
96	<u>64</u>	略	略
97	<u>65</u>	略	略
98	<u>65</u>	略	略
99	<u>65</u>	略	略
100	<u>65</u>	略	略
略			
104	<u>66</u>	略	略
105	<u>66</u>	略	略
106	<u>66</u>	略	略
107	<u>66</u>	略	略
略			
111	<u>67</u>	略	略
112	<u>67</u>	略	略
113	<u>67</u>	略	略
114	<u>67</u>	略	略
略			
118	<u>68</u>	略	略
119	<u>68</u>	略	略
120	<u>68</u>	略	略
121	<u>68</u>	略	略
略			
125	<u>69</u>	略	略
略			

イ 高等学校等教育職員給料表昇格時号給対応表

昇格した日の前日に受けていた号給	昇格後の号給		
	2 級	3 級	4 級
略			

74	<u>41</u>	略	略
75	<u>42</u>	略	略
76	<u>42</u>	略	略
77	<u>43</u>	略	略
78	<u>43</u>	略	略
79	<u>44</u>	略	略
80	<u>44</u>	略	略
81	<u>45</u>	略	略
82	<u>46</u>	略	略
83	<u>47</u>	略	略
略			

ウ 学校栄養職員給料表昇格時号給対応表

昇格した日の前日に受けていた号給	昇格後の号給			
	2 級	3 級	4 級	5 級
略				
71	<u>41</u>	略	略	略
72	略	略	略	略
73	<u>42</u>	略	略	略
74	<u>42</u>	略	略	略
75	<u>43</u>	略	略	略
76	<u>43</u>	略	略	略
77	<u>43</u>	略	略	略
78	<u>44</u>	略	略	略
79	<u>44</u>	略	略	略
80	<u>44</u>	略	略	略
81	<u>45</u>	略	略	略
82	<u>45</u>	略	略	略
83	<u>46</u>	略	略	略
84	<u>46</u>	略	略	略
略				

別表第 8 降格時号給対応表 (第25条関係)
ア 小学校、中学校等教育職員給料表降格時号給対応表

降格した日の前日に受けていた号給	降格後の号給		
	1 級	2 級	3 級
略			

74	<u>42</u>	略	略
75	<u>43</u>	略	略
76	<u>44</u>	略	略
77	<u>45</u>	略	略
78	<u>45</u>	略	略
79	<u>46</u>	略	略
80	<u>46</u>	略	略
81	<u>47</u>	略	略
82	<u>47</u>	略	略
83	<u>48</u>	略	略
略			

ウ 学校栄養職員給料表昇格時号給対応表

昇格した日の前日に受けていた号給	昇格後の号給			
	2 級	3 級	4 級	5 級
略				
71	<u>42</u>	略	略	略
72	略	略	略	略
73	<u>43</u>	略	略	略
74	<u>43</u>	略	略	略
75	<u>44</u>	略	略	略
76	<u>44</u>	略	略	略
77	<u>45</u>	略	略	略
78	<u>45</u>	略	略	略
79	<u>45</u>	略	略	略
80	<u>46</u>	略	略	略
81	<u>46</u>	略	略	略
82	<u>46</u>	略	略	略
83	<u>47</u>	略	略	略
84	<u>47</u>	略	略	略
略				

別表第 8 降格時号給対応表 (第25条関係)
ア 小学校、中学校等教育職員給料表降格時号給対応表

降格した日の前日に受けていた号給	降格後の号給		
	1 級	2 級	3 級
略			

略			
45	<u>59</u>	略	略
46	<u>62</u>	略	略
47	<u>65</u>	略	略
48	<u>68</u>	略	略
49	<u>69</u>	略	略
50	<u>70</u>	略	略
51	<u>71</u>	略	略
略			
61	<u>91</u>	略	略
62	<u>94</u>	略	略
63	<u>97</u>	略	略
64	<u>100</u>	略	略
65	<u>107</u>	略	略
66	<u>114</u>	略	略
67	<u>121</u>	略	略
68	<u>125</u>	略	略
略			

イ 高等学校等教育職員給料表降格時号給対応表

降格した日の前日に受けていた号給	降格後の号給		
	1 級	2 級	3 級
略			
41	<u>74</u>	略	略
42	<u>76</u>	略	略
43	<u>78</u>	略	略
44	<u>80</u>	略	略
45	<u>81</u>	略	略
46	<u>82</u>	略	略
47	<u>83</u>	略	略
略			

ウ 学校栄養職員給料表降格時号給対応表

降格した日の前日に受けていた号給	降格後の号給			
	1 級	2 級	3 級	4 級
略				

略			
45	<u>58</u>	略	略
46	<u>60</u>	略	略
47	<u>62</u>	略	略
48	<u>64</u>	略	略
49	<u>66</u>	略	略
50	<u>68</u>	略	略
51	<u>70</u>	略	略
略			
61	<u>90</u>	略	略
62	<u>92</u>	略	略
63	<u>94</u>	略	略
64	<u>96</u>	略	略
65	<u>103</u>	略	略
66	<u>110</u>	略	略
67	<u>117</u>	略	略
68	<u>124</u>	略	略
略			

イ 高等学校等教育職員給料表降格時号給対応表

降格した日の前日に受けていた号給	降格後の号給		
	1 級	2 級	3 級
略			
41	<u>73</u>	略	略
42	<u>74</u>	略	略
43	<u>75</u>	略	略
44	<u>76</u>	略	略
45	<u>78</u>	略	略
46	<u>80</u>	略	略
47	<u>82</u>	略	略
略			

ウ 学校栄養職員給料表降格時号給対応表

降格した日の前日に受けていた号給	降格後の号給			
	1 級	2 級	3 級	4 級
略				

略				
41	<u>71</u>	略	略	略
42	<u>74</u>	略	略	略
43	<u>77</u>	略	略	略
44	<u>80</u>	略	略	略
45	<u>82</u>	略	略	略
46	<u>84</u>	略	略	略
略				

備考 略

略				
41	<u>70</u>	略	略	略
42	<u>72</u>	略	略	略
43	<u>74</u>	略	略	略
44	<u>76</u>	略	略	略
45	<u>79</u>	略	略	略
46	<u>82</u>	略	略	略
略				

備考 略

附 則

(施行期日等)

1 この規則は、公布の日から施行し、改正後の市町村立学校職員の初任給、昇格、昇給等の基準に関する規則（次項において「改正後の規則」という。）の規定は、平成31年4月1日から適用する。

(経過措置)

2 平成31年4月1日からこの規則の施行の日の前日までの間において、新たに給料表の適用を受けることとなった職員及び昇給、降号又は復職時等における号給の調整以外の事由によりその受ける号給に異動のあった職員のうち、改正後の規則の規定による号給が改正前の市町村立学校職員の初任給、昇格、昇給等の基準に関する規則の規定による号給に達しない職員の、当該適用又は異動の日における号給については、改正後の規則の規定にかかわらず、改正前の市町村立学校職員の初任給、昇格、昇給等の基準に関する規則の規定による号給とするものとする。

3 この規則の施行の日から令和2年3月31日までの間において、新たに給料表の適用を受けることとなった職員及び降格、昇給、降号又は復職時等における号給の調整以外の事由によりその受ける号給に異動のあった職員（個別に教育委員会の承認を得て号給を決定することとされている職員を除く。）のうち、前項の規定の適用を受ける職員との均衡上必要があると認められる職員の、当該適用又は異動の日における号給については、なお従前の例によることができる。

和歌山県教育委員会規則第12号

育児短時間勤務に伴う短時間勤務職員の給料の特例に関する規則の一部を改正する規則を次のように定める。

令和元年12月26日

和歌山県教育委員会教育長 宮 崎 泉

育児短時間勤務に伴う短時間勤務職員の給料の特例に関する規則の一部を改正する規則

育児短時間勤務に伴う短時間勤務職員の給料の特例に関する規則（平成19年和歌山県教育委員会規則第29号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前欄に掲げる規定を同表の改正後欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前
（育児短時間勤務に伴う短時間勤務職員の給料月額の特例） 第3条 条例別表第6ア備考2の教育委員会規則で定めるものは、小学校、中学校又は義務教育学校の助教諭、養護助教諭又は講師の職にある	（育児短時間勤務に伴う短時間勤務職員の給料月額の特例） 第3条 条例別表第6ア備考2の教育委員会規則で定めるものは、小学校、中学校又は義務教育学校の助教諭、養護助教諭又は講師の職にある

者のうち、大学卒又は短大卒の学歴免許等の資格を有するものとし、大学卒の学歴免許等の資格を有する者の給料月額は206,800円、短大卒の学歴免許等の資格を有する者の給料月額は185,700円とし、同表ア備考3の教育委員会規則で定めるものは、教諭、養護教諭又は栄養教諭の職にある者のうち大学卒の学歴免許等の資格を有する者とする。

- 2 条例別表第6イ備考2の教育委員会規則で定めるものは、高等学校の教諭の職にある者のうち短大卒の学歴免許等の資格を有するもの及び高等学校の助教諭又は講師の職にある者のうち大学卒又は短大卒の学歴免許等の資格を有するものとし、大学卒の学歴免許等の資格を有する者の給料月額は206,800円、短大卒の学歴免許等の資格を有する者の給料月額は185,700円とする。

者のうち、大学卒又は短大卒の学歴免許等の資格を有するものとし、大学卒の学歴免許等の資格を有する者の給料月額は205,100円、短大卒の学歴免許等の資格を有する者の給料月額は183,900円とし、同表ア備考3の教育委員会規則で定めるものは、教諭、養護教諭又は栄養教諭の職にある者のうち大学卒の学歴免許等の資格を有する者とする。

- 2 条例別表第6イ備考2の教育委員会規則で定めるものは、高等学校の教諭の職にある者のうち短大卒の学歴免許等の資格を有するもの及び高等学校の助教諭又は講師の職にある者のうち大学卒又は短大卒の学歴免許等の資格を有するものとし、大学卒の学歴免許等の資格を有する者の給料月額は205,100円、短大卒の学歴免許等の資格を有する者の給料月額は183,900円とする。

附 則

この規則は、公布の日から施行し、平成31年4月1日から適用する。